

平成29年

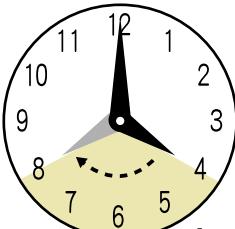
秋の全国交通安全運動

実施
期間

9月21日(木)から9月30日(土)



年末3カ月は
死亡事故の約4割が
「魔の時間帯」
(午後4時～午後8時)
に集中!



魔の時間帯

平成28年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール
岐阜県警察本部長賞 大垣市立興文小学校5年生（受賞当時）
小林真穂さんの作品

9月30日(土)は
交通事故死ゼロを目指す日です

国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。
交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、
「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。

一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



運動の重点

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

岐阜県交通安全対策協議会

事務局:岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205(直通)

平成29年 秋の全国交通安全運動実施要綱の要旨

1 運動の目的

秋口から年末にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」において重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあります。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 運動の重点に関する推進項目

1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

推進項目1 通学路等における安全確保及び保護・誘導活動の推進

子供や高齢者を見かけたら速度を落とすなど『思いやり運転』をしましょう。



推進項目2 高齢運転者に対する交通安全教育及び広報啓発活動の推進

70歳以上の運転者は、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を表示しましょう。

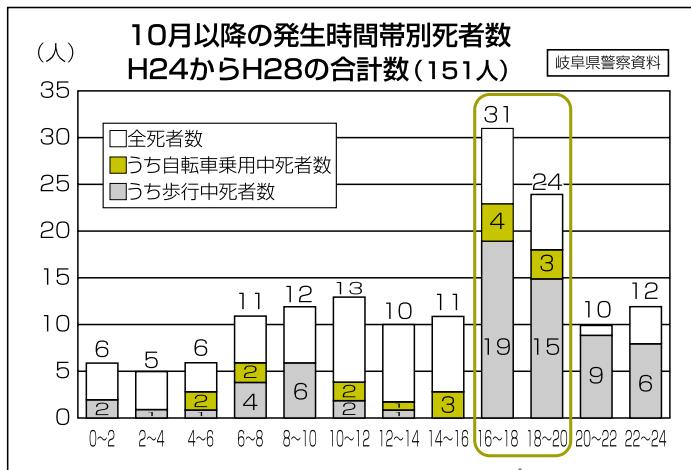
高齢運転者マーク



70歳以上の方は、つけましょう。

2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

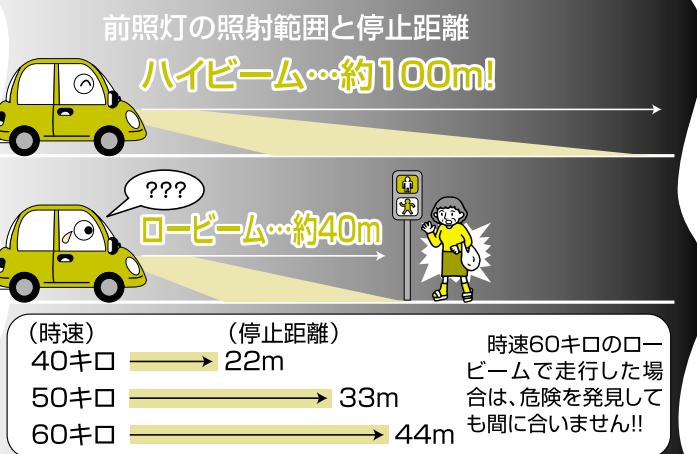
推進項目1 魔の時間帯（午後4時～午後8時）における交通事故防止の推進



『魔の時間帯』が最も危険!
10~12月は、午後4時から午後8時に集中→約4割

推進項目2 トワイライト・オンキャンペーン[9/21～12/31]との同時啓発の推進

「早めのライト点灯」と「ハイビーム走行（ハイビームが基本）」を励行しましょう。



点灯時間の目安（日没30分前）
9月 … 午後5時00分ころ
10月 … 午後4時30分ころ
11・12月 … 午後4時00分ころ

推進項目3 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

夕暮れ時や夜間は、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等を利用しましょう。

反射材用品の種類

ヘルメット用
かご用
フレーム用
スプーク用
ペダル用
バルブ用
スプーク用

クリップ型
アームバンド型
タスキ型
ペンダント型
ウエストポーチ型
手さげ袋型
シール型
靴用シール型

反射材は100m以上離れていても光を受けて反射します

黒っぽい服は 30m
明るい服は 50m
反射材を付けていれば 100m~200m

推進項目4 自転車利用者に対する交通ルール遵守と交通マナー向上に向けた啓発の推進

- 学校、地域、職場などで「自転車安全利用五則」を周知し、交通ルール・マナーの向上に努めましょう。
- 自転車側が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

保険の種類の内容

対象	事故の相手		自分	取扱先
種類	生命・身体	財産	生命・身体	
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	傷害保険各社
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子供はヘルメットを着用



③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進項目1 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト等の着用義務の周知徹底

道路交通法では、全席シートベルトやチャイルドシートの着用が義務付けられています。後部座席もシートベルトを着用しましょう。【道路交通法第71条の3】

高速乗合いバスや貸切バス等に乗車する際も、全席シートベルトを着用しましょう。



新生児
対応タイプ
体重:18kg未満
年齢:新生児～4歳頃



チャイルド&
ジュニアシート
体重:9～36kg
年齢:1～11歳頃



ジュニア
シート
体重:15～36kg
年齢:3～11歳頃

※上記年齢値等は参考数値です。取扱説明書等に従って正しく使用しましょう！ ※画像：コンビ(株)協力

推進項目2 シートベルト等着用の必要性と効果に関する理解の促進

正しい着用方法



平成28年中の交通死亡事故におけるシートベルト非着用率は50%で、そのうち6割の方は着用していないれば命を落とすことはなかったと思われます。

シートベルトやチャイルドシートは、突然やってくる交通事故から、あなたや同乗者の命を守ってくれます。

非着用の危険性

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性

4 飲酒運転の根絶

推進項目1 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

飲酒運転は悪質犯罪です。
厳しい行政処分と罰則があります。

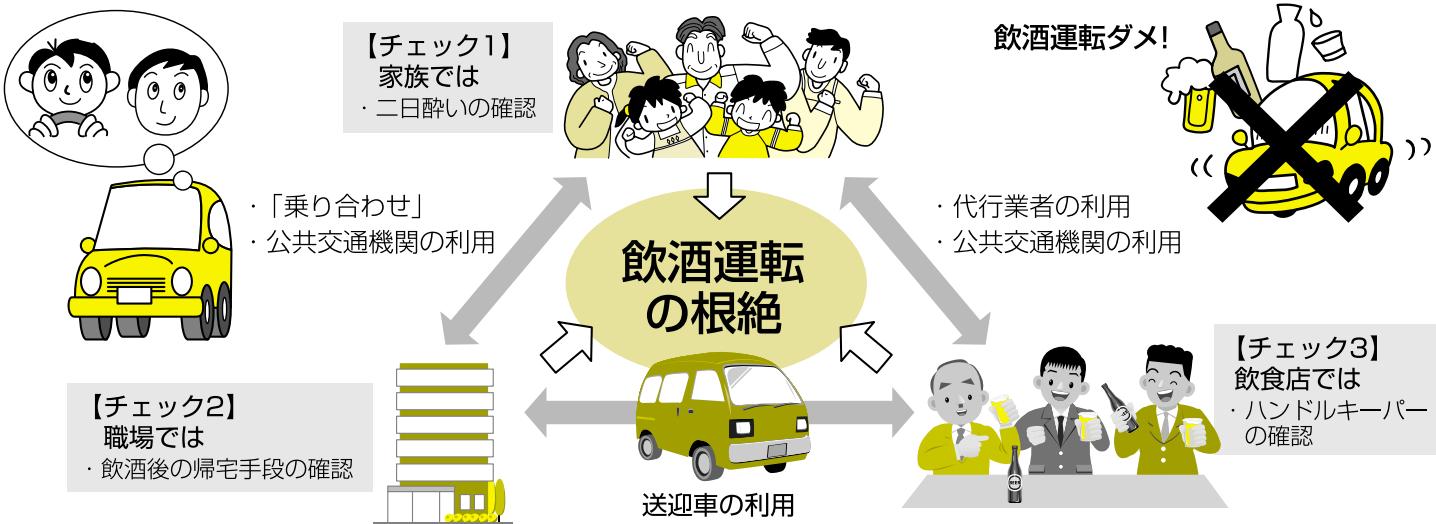
約束1 お酒を飲んだら運転しない（しない）

約束2 運転する人にはお酒を飲ませない（させない）

約束3 お酒を飲んだ人には運転させない（許さない）

推進項目2 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

「乗り合わせ」・「スリーチェック」キャンペーン



トピック

視覚に障がいがある方のSOSシグナルについて

視覚に障がいのある方は、道路を通行する際、白色または黄色の杖（白杖）を携えるよう道路交通法第14条第1項に定められています。

白杖とは、視覚に障がいのある方が、歩行の際に路面や周囲の情報を得て、障害物などから安全を確保するために使用する杖です。

白杖を頭上50cm程度垂直に掲げているときは、視覚に障がいのある方が周囲にサポートを求めている合図（白杖SOSシグナル）です。

◇白杖SOSシグナルを見かけたら
① まず声をかけましょう
② 困っていることを聞きましょう
③ そしてサポートしましょう

◇点字ブロック上に物を置かないで！
視覚障がいの方の歩行の妨げになるだけでなく、大変な危険を招きます。点字ブロックを障害物でふさがないようにしましょう。



白杖SOSシグナル
普及啓発シンボルマーク

（岐阜県健康福祉部障害福祉課資料）

～ 交通遺児激励金事業へのご寄附のお願い ～

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課（TEL 058-272-8205）までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。（平成28年度中：順不同、敬称略）

Dream Power実行委員会／中濃消防組合交通安全青年部会／ぎふ長良川走ろう会／（一社）岐阜県道路交通安全施設業協会／神岡鉱業株式会社／岐阜県民共済生活協同組合／（一社）岐阜県自動車会議所／全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部／川島昌計／小幡雅彦 その他匿名3名

※ この他、（一社）岐阜県自家用自動車協会様から交通安全啓発物品のご寄附を頂いております。